



しておりますけれども、その中で、まず、統括チーフプロデューサーは、言葉足らずで済みませんでしたと謝っています。だから、ガバナンスがきいていなかつたということと適切な回答をしていかつたということに対して、厳重注意をしたといふことですけれども、まず、報道現場で会長は口を出せないんだなんて、売り言葉に買ひ言葉の世界はどうかはわからませんけれども、これ一个個会長名で厳重注意なんかされいたら、記者は取材できませんよ。そんな、NHKの記者だってみんな、ジャーナリズムだつて、完璧な人間ばかりじやないですから、次は、会長の厳重注意なんかやつたら、余り、これ以上厳しい取材はできないなと思うのが人情というか、そういうものですから。

質問しますけれども、放送現場を萎縮させるんじやないかという懸念はお持ちにならなかつたんですか。

○森下参考人 先ほどもお話しいたしましたが、が認識を伺います。  
NHKが公平公正、不偏不党、そして真実を伝えられる公共放送としての役割を果たすためには、編集権は会長にあるという認識を全役職員が持つようガバナンスを行うことは極めて大切なことと考えておりますので、上田前会長に対して注意を申し入れたものであります。

委員の御指摘のとおり、経営委員会は、NHKの経営に関する基本方針や毎年度の予算、事業計画、番組編集の基本計画など、放送法に定められたNHKの重要事項を審議、議決する最高意思決定機関であるとともに、役員の職務の執行を監督する機関であり、重い責任を持つているものと認めしております。

その責任を深く自覚し、放送法に従い、しっかりとより監督責任を果たしてまいりたいと思っております。

○関(健)分科員 今回の会長が放送現場のガバ

ナансがきいていなといふことによる厳重注意処分を出した経営委員会こそが、ガバナンスが深

刻に不足しているということを指摘した上で、今

○高市国務大臣 今回の新型コロナウイルス感染症に限つてという御質問でよろしくござります

○清水分科員 日本共産党の清水忠史でございま

す。

○小倉主査 これにて関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○清水忠史君 次に、清水忠史君。

ありがとうございました。

その中で、これから感染が拡大していく中で、ます感染症病床でしっかりと受け入れていただくこと、さらに、感染が拡大するのを防止しなきやいけないんですけども、これを受けまして、私の方から各地方公共団体、また、公立病院がある市町村長などに対して通知を本日発出させました。

○内藤政府参考人 公立病院、先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、約六割の感染症病床を持つていているということでございまして、私どもも、感染症病床は大変大事でございますので、從来より特別交付税措置を講じまして財政支援をしております。

○清水分科員 そうはおっしゃるんですけども、

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

言つていただきました。

本日は、地域の医療機関が果たしている役割について、その実情につきましても詳しく紹介しながら、また、今、新型コロナウイルスの肺炎問題が大問題になつておりますので、そのことも含め

て質疑をさせていただきたいと思います。

○清水分科員 今通知を出していただいたとい

うことでありまして、こうした事態には、やはり想

定して、日々からその受入れ体制を整備してお

くということ、すごく大事だと思ふんですね。

○清水分科員 そこまでございました。

○清水忠史君 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎君の質疑は終了いたしました。

○高市早苗総務大臣 おかげましては、先日の予

算委員会で我が党の高橋千鶴子議員の質問に対し、公的病院は最後のとりで、こういうふうに

わざわざ地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけれども、その際に、公立病院を含め

て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆

さんの頭の中に入れて計画をつくつておいていた

だくことなどなど、通知をきょう、まず発出した

ところでございます。

○清水分科員 これが関健一郎

ような状況が見られたというふうに書かれているわけなんですね。それで、統いて質問したいと思うんですが、勧告のもとの調査で、感染症指定医療機関が、例えば敷地、建設費の不足、病院経営への影響により対応できないとか、あるいは感染症の診療経験のある医師の確保が困難だとか、あるいはさまざまな理由から原則として患者を受け入れることができななどと回答しているわけなんですね。

今回の政府の対応を見ていくと、予見していなかったわですから、その予見が的中したと言わざるを得ません。報告書ではそのほかにも移送措置などさまざまな指摘がなされているわけですから、も、総務省さん自身が出された勧告ですので、いま一度これを読み返していただき、今の状況に照らし合わせて不十分なところがあれば対応していただくということをお願いしておきたいと思います。

それで、今回、感染症指定医療機関に多くの公立病院が指定されていることを踏まえますと、五十三施設七百六十七床の感染指定医療機関が、地域医療構想に基づく再編統合の議論が必要と判断した四百二十四病院名のリストで再検討の対象になっている、このことはやはり疑問だと思うんですね。

地域医療確保に関する国と地方の協議の場、今、第三回まで行われているということで、全て読ませていただきましたが、これを経ることで国と地方の相互理解が進んだと高市大臣はおっしゃつておるわけなんですが、地域の医療機関や住民は必ずしもそうは思っていない部分があるんですね。

例えば、この協議の場でも議論になつておりますが、いわゆる僻地におきまして、症例は少ないと思うんですよね。

いもの地域の二一ヶに合わせて医療を行つてゐる医療機関が、実績が少ないとされて要再検証と指摘されているケース。また、僻地医療を評価する観点がなかなかない、こういつて意見を言われている方もいらっしゃいます。

よろしく見てください。この僻地医療が担うことではないのかなというふうに思うんですが、民間にできないことだと思つたので、答弁の方、お願ひしていいでしよう。

そこで、統いて質問したいと思うんですが、勧告のもとの調査で、感染症指定医療機関が、例えば敷地、建設費の不足、病院経営への影響により対応できないとか、あるいは感染症の診療経験のある医師の確保が困難だとか、あるいはさまざまな理由から原則として患者を受け入れることができななどと回答しているわけなんですね。

今回の政府の対応を見ていくと、予見していなかったわですから、その予見が的中したと言わざるを得ません。報告書ではそのほかにも移送措置などさまざまな指摘がなされているわけですから、も、総務省さん自身が出された勧告ですので、いま一度これを読み返していただき、今の状況に照らし合わせて不十分なところがあれば対応していただくということをお願いしておきたいと思います。

それで、今回、感染症指定医療機関に多くの公立病院が指定されていることを踏まえますと、五十三施設七百六十七床の感染指定医療機関が、地域医療構想に基づく再編統合の議論が必要と判断した四百二十四病院名のリストで再検討の対象になっている、このことはやはり疑問だと思うんですね。

地域医療確保に関する国と地方の協議の場、今、第三回まで行われているということで、全て読ませていただきましたが、これを経ることで国と地方の相互理解が進んだと高市大臣はおっしゃつておるわけなんですが、地域の医療機関や住民は必ずしもそうは思っていない部分があるんですね。

例えば、この協議の場でも議論になつておりますが、いわゆる僻地におきまして、症例は少ないと思うんですよね。

いもの地域の二一ヶに合わせて医療を行つてゐる医療機関が、実績が少ないとされて要再検証と指摘されているケース。また、僻地医療を評価する観点がなかなかない、こういつて意見を言われている方もいらっしゃいます。

いわゆる都市部だけではなくて、この僻地医療こそ公立病院が担うことではないのかなというふうに思うんですが、民間にできないことだと思つたので、答弁の方、お願ひしていいでしよう。

そこで、統いて質問したいと思うんですが、勧告のもとの調査で、感染症指定医療機関が、例えば敷地、建設費の不足、病院経営への影響により対応できないとか、あるいは感染症の診療経験のある医師の確保が困難だとか、あるいはさまざまな理由から原則として患者を受け入れることができななどと回答しているわけなんですね。

今回の政府の対応を見ていくと、予見していなかったわですから、その予見が的中したと言わざるを得ません。報告書ではそのほかにも移送措置などさまざまな指摘がなされているわけですから、も、総務省さん自身が出された勧告ですので、いま一度これを読み返していただき、今の状況に照らし合わせて不十分なところがあれば対応していただくということをお願いしておきたいと思います。

それで、今回、感染症指定医療機関に多くの公立病院が指定されていることを踏まえますと、五十三施設七百六十七床の感染指定医療機関が、地域医療構想に基づく再編統合の議論が必要と判断した四百二十四病院名のリストで再検討の対象になつて、このことはやはり疑問だと思うんですね。

地域医療確保に関する国と地方の協議の場、今、第三回まで行われているということで、全て読ませていただきましたが、これを経ることで国と地方の相互理解が進んだと高市大臣はおっしゃつておるわけなんですが、地域の医療機関や住民は必ずしもそうは思っていない部分があるんですね。

例えば、この協議の場でも議論になつておりますが、いわゆる僻地におきまして、症例は少ないと思うんですよね。

いもの地域の二一ヶに合わせて医療を行つてゐる医療機関が、実績が少ないとされて要再検証と指摘されているケース。また、僻地医療を評価する観点がなかなかない、こういつて意見を言われている方もいらっしゃいます。

いわゆる都市部だけではなくて、この僻地医療こそ公立病院が担うことではないのかなというふうに思うんですが、民間にできないことだと思つたので、答弁の方、お願ひしていいでしよう。

そこで、統いて質問したいと思うんですが、勧告のもとの調査で、感染症指定医療機関が、例えば敷地、建設費の不足、病院経営への影響により対応できないとか、あるいは感染症の診療経験のある医師の確保が困難だとか、あるいはさまざまな理由から原則として患者を受け入れることができななどと回答しているわけなんですね。

今回の政府の対応を見ていくと、予見していなかったわですから、その予見が的中したと言わざるを得ません。報告書ではそのほかにも移送措置などさまざまな指摘がなされているわけですから、も、総務省さん自身が出された勧告ですので、いま一度これを読み返していただき、今の状況に照らし合わせて不十分なところがあれば対応していただくということをお願いしておきたいと思います。

それで、今回、感染症指定医療機関に多くの公立病院が指定されていることを踏まえますと、五十三施設七百六十七床の感染指定医療機関が、地域医療構想に基づく再編統合の議論が必要と判断した四百二十四病院名のリストで再検討の対象になつて、このことはやはり疑問だと思うんですね。

地域医療確保に関する国と地方の協議の場、今、第三回まで行われているということで、全て読ませていただきましたが、これを経ることで国と地方の相互理解が進んだと高市大臣はおっしゃつておるわけなんですが、地域の医療機関や住民は必ずしもそうは思っていない部分があるんですね。

例えば、この協議の場でも議論になつておりますが、いわゆる僻地におきまして、症例は少ないと思うんですよね。

いもの地域の二一ヶに合わせて医療を行つてゐる医療機関が、実績が少ないとされて要再検証と指摘されているケース。また、僻地医療を評価する観点がなかなかない、こういつて意見を言われている方もいらっしゃいます。

いわゆる都市部だけではなくて、この僻地医療こそ公立病院が担うことではないのかなというふうに思うんですが、民間にできないことだと思つたので、答弁の方、お願ひしていいでしよう。

そこで、統いて質問したいと思うんですが、勧告のもとの調査で、感染症指定医療機関が、例えば敷地、建設費の不足、病院経営への影響により対応できないとか、あるいは感染症の診療経験のある医師の確保が困難だとか、あるいはさまざまな理由から原則として患者を受け入れることができななどと回答しているわけなんですね。

今回の政府の対応を見ていくと、予見していなかったわですから、その予見が的中したと言わざるを得ません。報告書ではそのほかにも移送措置などさまざまな指摘がなされているわけですから、も、総務省さん自身が出された勧告ですので、いま一度これを読み返していただき、今の状況に照らし合わせて不十分なところがあれば対応していただけます。

○八神政府参考人 お答え申し上げます。

まず、地域医療構想につきましては、これまで急性期機能を中心に担つてまいりました公立・公的医療機関等に対し、民間では担えない政策医療に重点化すべきという観点から、二〇一七年度、一八年度、二年間を集中的な検討期間としております。

そこで、構想の実現に向けて更に取組を進めていくという観点から、骨太の方針二〇一九、このため、構想の実現に向けた客観的なデータを分析してきましたが、検討結果、なかなか急性期機能が少ないとして再編統合の対象になりました。それは、厚生労働省が分析項目を、がん、心筋梗塞等の心血管疾患、脳卒中、救急、小児医療、周産期医療に絞つていたためなんですね。

例えば、神戸市、三百三十床を有する県立リハビリテーション中央病院がA評価の分類で、特に実績が少ないとして再編統合の対象になりました。それは、厚生労働省が分析項目を、がん、心筋梗塞等の心血管疾患、脳卒中、救急、小児医療、周産期医療に絞つていたためなんですね。

ビリテーション中央病院がA評価の分類で、特に実績が少ないとして再編統合の対象になりました。それは、厚生労働省が分析項目を、がん、心筋梗塞等の心血管疾患、脳卒中、救急、小児医療、周産期医療に絞つていたためなんですね。

ビリテーション中央病院がA評価の分類で、特に実績が少ないとして再編統合の対象になりました。それは、厚生労働省が分析項目を、がん、心筋梗塞等の心血管疾患、脳卒中、救急、小児医療、周産期医療に絞つていたためなんですね。

しかし、ここからが大事なんですけれども、県立リハビリテーション中央病院は、子供の脳性麻痺、肢体不自由、睡眠障害、自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、発達性協調運動症、限局性学習症に対するリハビリ療法やロボットを利用したりハビリなど、民間病院では対応が難しい患者にも対応し、幅広く質の高いリハビリテーションを提供する地域の中核病院であり、まさしく、神戸市民だけではなく兵庫県民にとって、なくてはならない医療機関であります。

このようないかで地域の実情に関する知見を補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化して議論を尽くしていただき、二〇二五年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行つていただきたい、このようと考えております。

○清水分科員 私の質問に直接答えていただけています。

まず、同病院は、年間二千八百二十五件の救急を受入れしているんです。しかし、年間三千件近い救急搬送を、この明石市民病院のほかの近隣の医療機関が肩がわりできるのかといえば、これは必ずしもそうはならないんです。

こうした医療機関を再検証の対象とするのも、私は余りにも粗雑な分析だと言わなければならぬと思うんです。

さてとか地域の実情に関する知見を補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化して議論を尽くしていただきたい、このようと考えております。

○八神政府参考人 お答え申し上げます。

まず、地域医療構想調整会議の議論を活性化して議論を尽くしていただきたい、このようと考えております。

そこで、ごぞいますけれども、私どもがお示しをしましたリスト、それは、それぞれの地域において構想の実現のために医療機関が今後の医療機能のあり方を考える際の材料としてお示しをしたものでございます。病院が将来担うべき役割やあり方を機械的に決めるというものではございません。

そこで、ごぞいますけれども、私どもがお示しをしましたリスト、それは、それぞれの地域において構想の実現のために医療機関が今後の医療機能のあり方を考える際の材料としてお示しをしたもので、将来病院が担うべき役割やあり方を機械的に決めたものではございません。

また、繰り返しになりますが、これだけでは判断し得ない診療領域、地域の実情、こういつたものに関する知見を補いながら議論を尽くしていったので、将来病院が担うべき役割やあり方を機械的に決めたものではございません。

また、繰り返しになりますが、これだけでは判断し得ない診療領域、地域の実情、こういつたものに関する知見を補いながら議論を尽くしていったので、将来病院が担うべき役割やあり方を機械的に決めたものではございません。

○清水分科員　いずれも地域の置かれている実情

いれます。

いただく場所でも」といいます

何いします

なんですね。そういうところをしっかりと分析もせずにリストに並べてしまつたというところにやはり住民や医療機関の反発が起つてているというふうなことを、ぜひ理解していただきたいと思います。

この問題で、最後に高市大臣にお伺いしたいと思います。

来年度から、過疎地など経営条件の厳しい地域における中核的な公立病院に対する特別交付税措置を創設するということとともに、周産期、小児医療などに手厚い措置を講ずることいたしました。

第一条では、「この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続」と書かれております。この法律に従い、大阪市に特別区を設ける場合、大阪市が廃止され

今回のリストは、高度急性期病床と急性期病床をを持つ医療機関を分析対象にしています。

兵庫県保険医協会の調査によれば、ある公立病院では、今後は急性期病床を回復期に回すから問題はないとしているところもあります。一方、近隣の民間病院からは、公立病院は急性期を担つてほしい、地域の公立病院が回復期まで担えれば、これまでの機能分担が壊れてしまうという声も上

いたところ、兵庫県では、二〇一五年以降、計画されたものも含めて十四の公立・公的病院が統合され、三百床から四百床程度の病院が二つ、また六百床規模の病院が三つ、さらに七百床以上の病院が二つ誕生しました。当然、統合前の病院よりも病床規模が拡大しており、地域の民間病院からは、患者も医師も医療スタッフもそうした病院にやはり集中してしまう、こういう声が上がっています。

た。  
これからも、地域医療構想を踏まえながら、公立病院が地域の実情に応じた役割をしっかりと果たせるよう、地方団体のお声をお聞きして、また関係省庁とも連携して対応してまいります。

○清水分科員 最後に厚労省さんにぜひ言いたいのは、総務省が平成二十九年、二〇一七年十二月に、感染症対策に関する行政評価・監視・結果に

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。  
大都市地域特別区設置法第一条第三項では、  
「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当  
該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域を  
その区域として、特別区を設けることをいふ。」と  
されてございます。  
以上でございます。

がつて います。すみ分けで きていたわけなん です。  
よね、地域によつては、今まで。  
リストによる強引な再編統合を進めることで、  
地域の医療機関の機能分担が崩れてしまつ。これ  
は、公立病院だけではなくて民間病院にも影響を  
与えることだといふことになると思はうん ですが、  
その点、どのように認識されていますか、厚労省の  
さん。

医師不足あるいは医療費問題などを脇に置いて、単に医療費削減、病床削減の観点から公的・私立病院の再編統合だけを促せば、民間病院も含めた地域の医療提供体制を混乱、崩壊させてしまうというふうに思ふんです。

冒頭申し上げましたけれども、高市早苗総務大臣は先日、予算委員会で、公的病院は最後のとどめをめぐらすべきだとして、公的病院の再編をめぐらすべきだとして、公的病院の再編をめぐらすべきだとして、公的病院の再編をめぐらすべきだとして、

基づく勧告というのを出してはいるんですよ。やは  
り、これをしっかりと受けとめていただきたい。感  
染症対策がどうだったのか、そして公的・公立病  
院がその責重な役割を担っているということも改  
めて検証していただきたい。

そして、病床数が多い、余っているといいます  
けれども、今回のような非常事態が起これば、そ  
ういうゆとりというか、遊びという言葉が適切か  
院がその責重な役割を担っているということも改  
めて検証していただきたい。

○清水分科員 特別区の設置と関係市町村の廃止について  
　というのは一体でありまして、例えば大阪市区域に特別区を設ける場合は、政令指定都市としての大阪市は廃止されるということがこの法律の条文であるということが確認されました。  
さて、配付資料の一枚目をごらんいただいてよろしいでしょうか。これは、二〇一五年五月十七日に行われました、大阪市を廃止して特別区を設けることに関する議案につきましては、

○八 神政の参考人 お答え申し上げます  
これも重ねて、繰り返しになつてしまふかもしませんが、各地域で、今回のデータも踏まえつつ、病院の収割、幾能分比について、地域の事情

てと答弁していただきました。これには本当に感謝しております。高齢化への対応、僻地の医療問題、さらに災害や今回のような新型コロナウイルス、感染対応、こういったことを考えながら、

ところがわかれりませんけれども、そろそろしたものがなれば、例えば中国の武漢のように短期間で千床とか千六百床とかばんばん建てる以外ないわけですよ。そういうくちや、やはり知らるノウハウも

りをどうぞ」とおっしゃる方の意見を聞かれて、私は「はい」とお答えしました。そこで、お尋ねになりました。「では、市議会議員選挙の投票用紙についても、この問題が記載されるべきではないか」とおっしゃりました。そこで、私は「はい」とお答えしました。

を十分踏まえていただいて議論を尽くしていただき、くといふことが大事だと思ってございますので、それを踏まえた上で必要な見直しを行つていただきたいということです。

○清水分科員 リストに名前に出た医療機関や、あるいは患者、利用者、地域の方々は、もう十分地域の実情は理解しているんですよ。理解しないといけないのは厚生労働省さんの方じやないです。みんなそう思つてゐるんですよ。地域の実情に即してやつてきたんです、これまで。それをやはり澄んだ目でしつかりと分析していただきたい、やはり主体的に病院のあり方というのを公立、公的なところが検討していくということを見守つていくといふことが何よりも大事だといふふうに思つます。

○高市国務大臣 公立病院というのは、きょうう  
水委員がおっしゃつていただきましたように、ま  
ずは僻地医療を担つていただいています。それか  
らまた、先ほどおっしゃつていたいたい救急医  
療、また周産期、小児医療など不採算・特殊部門  
に係る医療を提供する非常に重要な役割を担つて  
いただいております。そういう意味から総務省と  
しては必要な地方交付税措置を講じていますし、  
冒頭にお話がありましたように、今回のような感  
染症対策でも、これは大変に重い役割を果たして

ある感染症指定医療機関になつてゐる病院の病床数というものをあらかじめ確保しておくといふことも大事だという観点に立つていただくといふことが今後必要になつてくるというふうに思いますので、そのことを厳しく指摘をしておきたいと思います。

厚労省さんはもう結構です。次の質問に移りました

いとまえます。

○小倉主査 それでは、御退席ください。

○清水分科員 続きまして、大都市法施行規則に定められた住民投票用紙の様式について質問いたします。

大都市地域における特別区の設置に関する法律、いわゆる大都市法について高市総務大臣にお

それで、二度目の住民投票がなされる際には、大阪市が廃止されることがわかるように投票用紙の表記を改めてほしいという陳情が、二〇一八年、大阪市議会に提出され、これは採択されてい るんです。

これは、私、法制局の方にも確認したんですけども、この住民投票の用紙だけを見て、これで大阪市が廃止されるということを読み取れるかと聞いたら、必ずしもそうとは言えないですよねと率直に感想を述べられておりました。

それで、配付資料の二枚目を、大臣、見ていいだいてよろしいですか。これは、いわゆる別記様式ならぬ式、大都市法施行規則に定められた別記様式なん

ですね。

大阪市の選挙管理委員会によりますと、あくまでも大都市地域特別区設置法の施行規則の別記様式に準じて定めた投票用紙である。つまり、この別記様式に倣つて、準じてつぐつたので、二〇一五年のときの住民投票の用紙の記載については問題ないという立場なようであります。

しかし、大臣 この別紙様式を見ると、何と書かれているかというと、「何郡(市)何町(村)を関係市町村とする特別区の設置についての投票」と書いているわけです。ここにも、大阪市の住民投票用紙と同様に、廃止するとの文言はありませんが、関係市町村が廃止されるということと特別区の設置が一体のものであるということを選挙人が理解していれば、いわゆる「関係市町村とする」という記述が入っている分、まだ理解できることもあるかもしれません。

しかし、大阪市の住民投票用紙には、「大阪市における」との表記のみで、大阪市を関係市町村としてにするとも表記されていないんですね。これでは、特別区設置の際に大阪市が関係市町村として廃止されると十分に読み取ることはできないと思ふんです。実際、投票所に足を運んだけれども、投票用紙を見て、よもや、賛成と書いた方が、廃止されるとは思わなかつたというふうにおっしゃつておられるんです。

大都市法には、選挙人に対してより正確でわかりやすい情報を見提供するということも定められていますので、そうした観点からも、私はこれは改善が求められるなどうふうに思います。

そこで、総務大臣に確認します。

大坂市の選挙管理委員会が、選挙人に対して、住民投票の際、より正確な判断材料を提供するため、例えばこの住民投票用紙に、大坂市を廃止して特別区を設置することについての投票、あれこれ全部、法律の条文を書けませんから、限られたスペースですから、せめてそれがわかるぐらいにはしよう、そういう陳情も採択されている。賛成、反対にかかわらず、政令指定都市をどうする

かという、これは統治機構の問題ですから、真剣

○高市国務大臣 大都市地域特別区設置法に基づく住民投票用紙は、同法の施行規則に基づいて記載するべき事項を明確に規定する別記様式に準じて調製しなければならない。このことについて、大阪市の選挙管理委員会がどのように記述することは構いませんか。

ればならない」とされております。同法によりまして、投票用紙の様式は、住民投票に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとされております。

(清水科科員) ありがとうございます。明確な答弁を。大阪市の選舉管理委員会がこれを準用してわかりやすく表記することには差し支えがないと、いうことがわかりました。ありがとうございます。

最後の質問に行かたいと思いまして、企画段階からさと納税の問題についてであります。

それ自体としては極めて意義を持つものと存ります。ただし、高額商品の返礼や一部の自治体による寄附が集中することは我が党も問題だというふうに指摘してまいりました。

することは問題だといふうにおっしゃつた。私もそう思います。裁判になりましたけれども、やはり最後まで毅然とこれを退けた、勝訴をしたところは、私は大臣の対応は正しかつたというふうに思つています。

その上でお伺いするわけなんですねけれども、企業版ふるさと納税については、内閣官房からの税制改正要望に応え、拡充、延長を来年度の地方税改正に盛り込まれました。これまでの制度では余り活用されてこなかつたという理由で拡充、延長するということに今回なつたわけです。

が、寄附した額に対して九割も税金で補填され

る、一千万あるざと納税すれば九百万返つてくるという制度では、これはもはや寄附と言えるのかなどいふふうにも思うわけです。

もう一つ問題点がありまして、企業版あるざと納税については、内閣府令で経済的利益の供与の禁止が定められております。ここでは、寄附の代償について、受け取る側をも含めて、必ずしも

儀として経済的有益を供給することが禁止されていますが、具体例として、寄附を行うこと

公共事業のノルマ要件に沿うるところ、だんじり運行が走るから、これは当然禁止することだと思うんです。

○辻政府参考人 公共……(清水分科員「ちょっと  
とめでもらつていいですか」と呼ぶ)  
申のうございません。公会事業を受注して販賣する  
対象になるんでしょうか。内閣府 お答えください。  
い。

業が、お礼……（清水分科員）もう一度言いまして、「うか」と呼ぶ。  
○小倉主査 では、清水君、もう一度お願ひしますね。

企業版のふるさと納税については、内閣府令で経済的利益の供与の禁止が定められている。具体例として、寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすることが禁止されています、QアンドDで。寄附をくれないと入札させないぞ、これはほん

めだと。  
じゃ、逆に、公共事業を受注した企業がそのやり方で、  
礼に寄附をした場合は、これはふるさと納税の適用対象になるのか、あるいは禁止なのか、そのことをついてお伺いしているんです。

○辻政府参考人 それが経済的利益の供与に該当

するかどうかといふ」といひます

そういう個別具体的なケースについて、ちょいちょい事前に御連絡いただかなかつたもので、申しわけございません、ちよと、直ちにお答えできない状況でございます。

の理由などと申すことと、経済的利益の供与のお止めについて聞くというふうに、ちゃんと私は通生先生しておりますので。

ことはないわけないから、QアンドAの逆のパターンですから、それはお答えいただかないといふと、この制度、根幹から問題になるといふうに思ふんですけれども、これは大臣どう思われますか。議論を聞いていたござって、何か所見、ござ

○高市国務大臣 濟みません、私に聞かれてもわ  
かりません。  
○清水内科員 そうしましたら、この場でなかなか  
か今答えるにはどうこうことですので、小倉先生  
いますか。

にお願いしたいんですけども、ぜひ予算委員会におきまして、今の答弁について、整理したものをおしつかり出していただくということをお願いでありますか。

それでは、今のお申出の件につきましては、政府においてしかるべき措置を私からお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。  
○小倉主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。  
次に、武部新君。  
○武部分科員 自由民主党の武部新です。どうぞよろしくお願いいたします。